

# 著作権法施行規則の一部を改正する省令の概要

## I. 改正の背景

著作権法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 35 号）により、著作権として CD-ROM 等による出版についての権利やインターネット送信による電子出版についての権利が新たに規定され、それに伴う著作権の制限規定が整備されたこと等から、今般、同法及び著作権法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、著作権法施行規則（昭和 45 年文部省令第 22 号。以下「規則」という。）につき、所要の規定の整備を行う。

## II. 改正の内容

### 1. 改正法の施行に伴う権利制限関係の規定の整備

- 著作権法施行令の一部を改正する政令では、著作権の制限に関し、視覚障害者等のための複製等が認められる者を定めること等としている。
- このような著作権の制限に関する著作権法施行令（以下「令」という。）の規定には、省令委任している規定があるため、省令委任している規定により規定される以下の規定について、現行規定と同様の規定の整備を行う。
  - ・ 規則第 4 条の 2（著作物の表示の大きさ又は精度に係る基準）
  - ・ 規則第 4 条の 4（送信可能化された情報の収集を禁止する措置の方法）

### 2. 著作権の登録の申請書に係る記載事項の見直し等

- 著作権法の一部を改正する法律により、著作権の内容（法第 80 条）が見直されたことや、著作権法施行令の一部を改正する政令により、「対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定め」（令第 32 条第 2 号）を著作権の登録の申請書に記載すべき事項から除外すること等に伴い、著作権登録申請書の様式（規則別記様式第七）について、所要の整備を行う。

## III. 施行期日

平成 27 年 1 月 1 日